

11の5 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請  
1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	特定建築物 (認定建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円	
	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円	
	に限る。)の非住宅部分	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	
		特定建築物 (認定建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては94,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては246,000円
	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては120,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては309,000円	
	以外の建築物に限る。)の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては158,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては399,000円	

		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては256,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては569,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては334,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては701,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては402,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては829,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては471,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては946,000円
	特定建築物 (認定建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	28,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	155,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	193,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	239,000円
建築物エネ	特定建築物	床面積の合計が300平方	6,000円

エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の非住宅部分	メートル以内のもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	特定建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては48,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては124,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては61,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては156,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては82,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては202,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては136,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては293,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査にあつては181,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては364,000円	

	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては218,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては432,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては257,000円、それ以外に規定する基準による審査にあつては494,000円
特定建築物 (認定建築物 エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	141,000円